

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和7年第2回 仙台北警察署協議会
開 催 日 時	令和7年6月25日（水） 午後1時30分から 午後2時33分まで
開 催 場 所	仙台北警察署 6階大会議室
出 席 者 等	<p>1 協議会委員～10名 出席委員～佐藤広行会長、梅津義政副会長、上釜真理副会長、伊勢屋友子委員、西嶋康雄委員、田中康委員、高橋智男委員、寺下昌子委員、菅野哲也委員、引地萌恵委員</p> <p>欠席委員～0名</p> <p>2 警察署側～12名 署長、副署長、刑事官、副参事、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長</p>
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別 紙

【報告事項】

- 1 管内の治安情勢・交通事故発生状況について
- 2 令和7年における速度取締の指針について

【警察署の業務に関する意見の聴取等】

- 1 委員から、「昨年、長町道路空間社会実験が行われたり、青葉区青葉通エリアにおける社会実験として歩行者天国にする実験が行われているが、宮町地区でも行いたいという意見がある。警察署としての意見を伺いたい。」との意見があり、交通課長から、「前提として社会実験とは、将来的な交通環境の変化を伴う変更を予定している場合に、その影響等を計るため、仮にその状況を作り出し、問題点の抽出を行うものとなる。将来的な交通環境の変化がない場合は、単に道路上でイベント等を実施するものとなり、当署管内でいうと、10月末に予定されている大学女子駅伝や5月18日に実施された青葉まつりと同様の取扱いとなる。また、道路上でのイベント実施に関しては、道路という公共物を使用することから、原則として賑わい創出など公益的な目的があり、かつ、自治体の参画を求めている。宮町地区における社会実験については、現時点で具体化している内容がなく、実施の可否等について判断できない。実施を予定している場合は、なるべく早めに交通課に相談をしていただきたい。」旨の説明をした。
- 2 委員から、「こんにちインバウンドや外国人就労者が増えている中で特徴的なことはあるか。また、今後私たちが注意していかなければならないことは、どんなことか。」との意見があり、警備課長から、「宮城労働局の調査になるが、令和6年10月末時点で、県内の外国人労働者数は約1万9,000人で、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新している。また、国籍別では、ベトナムが最も多く約4,800人であり、続いてネパールの約3,400人、中国の約2,200人となっている。ネパールが前年同期比で約30%の増加となっている点が特徴とみられる。なお、全体の約30%である約6,000人が日本語学校等で学んでいる留学生によるアルバイトであり、技能実習の在留資格で稼働している県内の外国人は、全体の約28%、約5,500人である。一方、外国人労働者の増加に伴い、処遇に不満を持った技能実習生が稼働先企業から失踪する事案が発生しており、出入国在留管理庁では令和5年中における県内の技能実習生の失踪者を100人と公表している。当署管内においても、詳細は差し控えるが、技能実習生に係る失踪事案が発生している。警察としては、あらゆる警察活動を通じて、不法滞在者の発見・検挙に努めていくとともに、稼働先企業や監理団体と呼ばれる外国人実習生を受け入れる機関に対する失踪防止対策の指導、稼働先企業を訪問しての技能実習生に対する教養等、失踪事案防止に向けた取組を推進していく。また、「注意していかなければならない点は」との御質問があったが、法令違反を犯す外国人はごく少数である。また、失踪する技能実習生についても全体のごく一部であるので、皆様には「大多数の技能実習生は真面目に実習に従事している」ということを御理解いただきたい。この点を踏まえ、外国人を採用する場合の注意点について申し上げます。観光旅行等短期での入国は除いて、日本に居住している外国人はパスポート以上に在留カードを所持している。在

留カードには当該外国人が就労できるか否かについて明記されている。先ほど申し上げた留学生を例に挙げると、週28時間以内等と制限が付されている。外国人の雇用を検討されている事業者は、こうした点に注意していただき、採用について疑問が生じた場合は、出入国在留管理局への問い合わせをお願いします。」旨の説明をした。

- 3 委員から、「宮城地区の愛子駅周辺は、近隣の錦ヶ丘団地をはじめ、人口が年々増加しており、郵便局や金融機関、学校、幼稚園、保育施設などの生活インフラも充実しつつある。加えて、現在進行中の商業施設整備が完成すれば、仙台市の副都心としてさらなる発展と賑わいが見込まれている。その一方で、地域の拡大に伴い、治安面への不安も懸念されている。現在は愛子交番・熊ヶ根駐在所・大沢駐在所などに御対応いただいているが、今後の地域の状況を踏まえると、愛子駅周辺に新たな交番の設置も必要でないかとの声もある。現時点で愛子駅周辺における交番や警察活動に関する今後の整備計画や検討状況等があれば、ご教示いただきたい。」との意見があり、警務課長から、「愛子地区に関しては近年めまぐるしく発展している現状である。警察としては、県下全体で社会情勢や治安情勢に応じた組織体制の見直しに努めているところであるが、現状で来年や再来年に愛子地区で新たな警察施設を整備する計画はない。交番の新設については、人員の増強が伴うため、当該地域の人口・世帯数の推移、当該地域及び県下全体の事件・事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案しながら、その必要性を検討していくこととなる。なお、愛子交番は築47年、大沢駐在所は築27年、熊ヶ根駐在所は築30年であり、それぞれ耐用年数内にある。」旨の回答をした。
- 4 委員から、「定義地内の横断歩道が何箇所かあるが、消えかかって運転者・歩行者ともにヒヤリハットが絶えない。どのようにしたら対応していただけるのか。」との意見があり、交通課長から、「横断歩道をはじめとした道路標示については、摩耗状況を把握した都度、現地を確認し必要な補修を行っているところである。なお、補修については、県下の補修箇所等を警察本部で集約し、施行することとなるため、タイミングによっては補修に時間を要する場合がある。補修が必要と認められる箇所を発見された場合は、電話でもかまわないので、具体的な場所を教示していただければ、警察署において現地を確認し、補修をさせていただきます。」旨の説明をした。
- 5 委員から、「最近、闇バイトについてニュース等で目にする機会が少なくなりましたが、大学ではSNS関連の相談がなされることもあると聞いた。学生がSNSを通じて犯罪被害者・加害者にならないために仙台北警察署で行われている取組があれば教えていただきたい。また、学生が手伝えることがあればお声掛けいただきたい。」との意見があり、生活安全課長から、「昨今では、SNSを取り巻く問題や相談が非常に多く、SNSは若い世代を中心に多くの方が利用しているため、中学生や高校生など、インターネットを利用し始める若い年代から、SNS等を含めたネット上の危険性について、正しく理解することが重要だと考えている。当課では、学生に対するSNSを含めたスマートフォンやインターネットの安全利用について各学校単位で講話等を実施し、メディアリテラシーの向上や規範意識の醸成を図り、

犯罪被害者、加害者にならないための取組を行っている。また、大学生や中高生で構成された防犯ボランティアと連携し、防犯グッズ等を活用した街頭キャンペーンを展開するなどの広報啓発活動を行っている。今後も日々変化する犯罪手口を的確、かつ、タイムリーに発信していき、犯罪被害者、加害者の発生防止に努めて参りたいと考えている。また、委員から御提案があったとおり、若い世代による広報活動は、地域社会に与える影響、反響が大きく効果的であると思われるので、機会があったら是非御協力いただきたい。」旨の説明をした。

- 6 委員から、「各種活動を通じて通町小学校の生徒から、柏木1丁目の宮城生協方向から東進して県道仙台泉線に流入する丁字路には勾配があり、自転車がなかなか止まれなくて危険である。青葉区道路課に問い合わせたが、勾配は基準値内であり対応できないとの回答を受けた。路面に注意を促すペイントなどはできないものか。」との意見があり、交通課長から、「本件については、事前に要望箇所の点検を行っているが、現地を確認したところ、若干の勾配はあるものの、ほぼ平坦となっており他の交差点や歩道の切り下げ部分と比較しても、危険な状況は認められなかった。一方、歩道部分ではなく民地側に雨水などを通すくぼみが設けられており、この部分を横断する際は、歩行者であれば問題ないものの、自転車であれば段差が大きくバランスを崩すこともあり得る状況となっていた。この民地部分については、公開空地となっており、自転車歩行者とも通行は自由のようだが、警察、道路管理者ともに安全対策は実施できず、通行を制限することもできない。よって、警察としては、自転車の安全な利用及び自転車の点検等による適切な整備について、広報啓発を実施していきたいと考えている。」旨の説明をした。
- 7 委員から、「改正道路交通法の施行により、令和8年4月から特定小型原動機付自転車を含めた全ての自転車利用者に対して青切符による取締りが行われようとしているが、今後の警察活動やキャンペーン計画などがあれば教えていただきたい。」との意見があり、交通課長から、「道路交通法改正による今後の運用について、警察本部にも確認したが、警察庁において検討中のものであり、通達・指示等はなく、我々も報道ベースの内容しか承知していない。報道では、対象となる違反や反則金の金額が閣議決定されたとのことであるが、決定したばかりで広報する確定した資料等もないことから、今後の活動については、現時点で未定となっている。通常、大きな道路交通法の改正時には、広報ポスターやチラシが警察庁から配分されることから、今後は警察本部とも連携して、スムーズに制度が運用できるよう周知徹底を計っていきたいと考えている。」旨の説明をした。
- 8 委員から、「(自転車の) ヘルメットの着用が努力義務化されたがほぼ被っていない。自転車通学している高校生は必ず被って欲しいと思う。男女年代別など、層別のヘルメット着用率と今後の方向性を教えていただきたい。」との意見があり、交通課長から、「自転車のヘルメット着用に関する統計は、警察庁において、年1回実施されており、現在公表されている最新の統計は令和6年7月に実施したものとなる。それによると、性別・年代別などの区分はないものの、着用率は全国平均で17%、最も着用率が高いのは愛媛県の69.3%、最も低いのは大阪府で5.5%となっており、宮城県の着用率は13.1%で全国22位となっている。宮城県では、主に高校

を対象としたモデル校を指定して、自転車ヘルメットの着用や自転車の安全利用を呼びかけており一定の成果が見られるほか、県内ほとんどの中学校が自転車通学の条件にヘルメットの着用を挙げている。この施策は、若年層から自転車ヘルメット着用の習慣化を図り、全世代に広げていくことを目的としており、今後も継続して実施していきたいと考えている。」旨の説明をした。